

令和2年度 児童扶養手当所得制限限度額表

(単位:円)

扶養親族等の数	本人				孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,220,000	490,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,600,000	870,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	2,157,000	1,250,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,700,000	1,630,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	3,243,000	2,010,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,763,000	2,390,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

<所得額:下記の合算額>

○児童扶養手当施行令第4条第1項による所得額

都道府県民税の総所得金額+退職所得金額+山林所得金額+土地等に係る事業所得等の金額  
+長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等

○児童扶養手当施行令第3条に定める金品等の額の8割相当額(一円未満四捨五入)

請求者が母である場合、その監護する児童の父から対象児童について扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得額の8割相当額(一円未満四捨五入)

<控除できる額>

控除の種類	本人	配偶者・ 扶養義務者	備考
雑損控除	相当額	相当額	火災等の損失分の控除
医療費控除	相当額	相当額	
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額	
配偶者特別控除	相当額	相当額	配偶者の所得により控除額が異なる(最高38万円)
障害者控除	27万円	27万円	おおむね障害基礎年金2級程度
特別障害者控除	40万円	40万円	おおむね障害基礎年金1級程度
勤労学生控除	27万円	27万円	学生で所得が65万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下
寡婦(寡夫)控除	27万円(母の場合を除く)	27万円	老年者に該当せず所得が基礎控除以下の子を扶養
寡婦特別控除	35万円(母の場合を除く)	35万円	合計所得金額500万円以下の寡婦
社会保険・生命保険料控除	8万円	8万円	一律8万円

一部支給額計算式			係数
一子目	43,150	-{(所得額)-(所得制限限度額【下限】)}×係数 ※{ }内は十円未満四捨五入	0.0230559
二子目	10,180		0.0035524
三子目以降	6,100		0.0021259